

## 7 「第34回 全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会ねんりんピックかながわ 2022 における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

### (策定の経緯)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3年ぶりの開催となることに加え、with コロナで初めての開催となることから、安全安心な大会とするため、必要な感染症対策を検討する必要があった。そこで、共同主催者である3政令市や、医療危機対策本部室、宿泊・輸送等専門委員会の関係委員等と調整し、令和4年10月に「ねんりんピックかながわ 2022 における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を策定した。

### 1 目的

本ガイドラインは、第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会（愛称：ねんりんピックかながわ）（以下「大会」という。）の開催にあたって、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）防止のため、関係者が遵守すべき事項を定めるとともに、県・政令市及び市町実行委員会等が各会場において実施することが望ましい対策を取りまとめたものである。なお、交流大会会場においては、種目の特性により、必要に応じて、本ガイドライン及び各中央競技団体等が定める感染症ガイドライン（以下「種目別ガイドライン」という。）に基づき運営するものとする。

本ガイドラインは、現時点での感染症の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染症の状況や取扱いの変更により、随時改定を行うものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 会場

- 県・政令市実行委員会が設置する総合開・閉会式会場、スマイリングフェスタ会場等及び市町実行委員会が設置する交流大会会場をいう。

#### (2) 団体

- 大会の関係者に関わる団体のうち、次の団体をいう。
  - ・ 県・政令市実行委員会 大会の主催者であり、神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市が組織する団体
  - ・ 市町実行委員会 交流大会の主催者であり、交流大会開催地の市町が組織する団体
  - ・ 競技主管団体 主に交流大会会場で競技運営等を担う団体
  - ・ 選手団及び選手派遣団体 都道府県及び政令市の選手・監督が所属する団体と当該団体を派遣する団体

#### (3) 関係者

- 大会参加者のうち、来賓・招待者及び観客を除く次の者をいう。
  - ・ 選手・監督 交流大会に参加申込をし、大会用 ID カードを有している者
  - ・ 選手派遣団体役員等 選手団の本部役員や引率者として大会に参加申込をし、大会用 ID カードを有している者
  - ・ 審判員 交流大会会場で競技の審判を行う者
  - ・ 視察員 ねんりんピック後催県の県市町村職員や競技主管団体役員等

- ・ 競技役員 交流大会会場で競技運営等を担う競技主管団体の役員
- ・ 競技補助員 交流大会会場で競技運営の補助を行う者
- ・ 出演者 会場のセレモニー等に出演する者
- ・ 実施本部員 県又は市町の職員であって、県・政令市又は市町実行委員会の組織内で会場運営を行う者
- ・ ボランティア 会場運営の補助を行う者
- ・ 委託等事業者 会場でブース出展（出店）、会場警備、会場設営等を行う事業者
- ・ 報道員 会場の取材を行う者

#### (4) 体調不良者

- 次の症状がある者をいう。
  - ア 発熱し体温が37.5℃以上ある。
  - イ 次のいずれかの症状がある。
    - ・ 咳、喉の痛み、鼻水など風邪の症状
    - ・ けん怠感（だるさ）
    - ・ 息苦しさ
    - ・ 身体が重い、疲れやすい
    - ・ 味覚や嗅覚の異常

#### (5) 濃厚接触者

- 大会参加者のうち、次の者をいう。
  - ア 保健所から濃厚接触者に認定された者。
  - イ 次のいずれかの条件に該当する者。
    - ・ 陽性者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
    - ・ 適切な感染防護なしに陽性者を診察、看護若しくは介護していた者
    - ・ 陽性者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
    - ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「陽性者」と15分以上の接触があった者

### 3 共通項目

- 本ガイドラインの内容を遵守しない者は、会場入場の禁止や会場からの退場措置を行う場合がある。

#### (1) 感染症対策

##### ア 手指衛生対策の実施

- ・ 会場では、各所に手指用消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整え、関係者に対してこまめな手指消毒を促し、関係者はこまめな手指消毒を実施する。
- ・ 会場の手洗い場には、液体せっけん等を用意し、関係者に対してこまめな手洗いを促し、関係者はこまめな手洗いを実施する。

##### イ マスク着用の徹底

- ・ 大会期間中は、原則マスクを着用することとし、会場ではマスク着用の周知を行う。
- ・ 交流大会会場では、種目別ガイドラインに基づき、選手・監督等は、競技中にマスクを外すことは可とするが、競技終了後は速やかにマスクを着用する。

##### ウ 会場での検温の徹底

- ・ 会場において非接触型体温計・サーモグラフィ等で体温測定を行い、関係者は検温を受ける。

##### エ 大声での会話等の禁止

- ・ 会場では、大声での会話及び大声での応援等は禁止する。

- オ 3密の回避
- ・ 室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施する。
  - ・ 可能な限り人と人との距離（目安1メートル以上）を確保する対策を実施する。
  - ・ 必要に応じて、飛沫感染防止のためアクリル板等を設置する。
  - ・ 必要に応じて、マスクとフェイスシールドを併用する。
- カ 会場の消毒
- ・ 施設内で不特定多数の者が触れる箇所は、随時消毒する。
- キ 会場での飲食
- ・ 会場で飲食する場合は、黙食を徹底する。
- (2) 体温・体調等の記録
- ア 関係者は、大会参加初日を起点に14日前から、大会期間中、大会参加最終日を起点に14日後までの期間の体温及び体調を記録する。
- イ 本ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査を実施する者は、体温・体調管理アプリ「Global Safety」（以下「管理アプリ」という。）の利用対象者とし、管理アプリにて、体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果を記録する。
- ウ 本ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査を実施する者で、管理アプリが利用できない者は、第1号様式にて体温・体調の記録及び抗原定性検査結果を記録する。
- エ 管理アプリの利用対象者でない関係者は、第1号様式を用いて体温・体調を記録する。
- オ 会場の受付等で、必要に応じて、記録内容の提示を行う。
- (3) 大会に参加できなくなる条件
- 次の場合には大会への参加を不可とする。
- ア 新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者
- ・ 大会参加日程と感染症陽性者の療養期間（発症日を起点に有症状の場合は10日間、無症状の場合は8日間）又は濃厚接触者の待機期間（最終接触日を起点に5日間、2日目・3日目に抗原定性検査を実施し陰性が確認できれば3日間）が重複する場合。  
※ 療養期間等の見直しがあった場合はそれに従うこととする。
- イ 抗原定性検査による陽性判定者
- ・ 本ガイドラインで規定する抗原定性検査キットによる事前検査で陽性判定となった場合。
- ウ 体温・体調の記録で異常が認められる者
- ・ 体温・体調記録の対象期間中に、次のいずれかに該当する場合。
    - (ア) 体温記録にて37.5℃以上の記録がある。
    - (イ) 体調記録にて次の症状の記録がある。
      - ・ 咳、喉の痛み、鼻水など風邪の症状
      - ・ けん怠感（だるさ）
      - ・ 息苦しさ
      - ・ 身体が重い、疲れやすい
      - ・ 味覚や嗅覚の異常
- (4) その他
- ア 関係者は、十分な休養を確保するなど、大会参加にあたり免疫力を高く維持できるよう健康管理を積極的に行うこと。
- イ 関係者は、可能な限り新型コロナウイルスワクチンを接種する。
- ウ 体調不良等がある場合は、速やかに本人から会場の責任者等に報告する。
- エ スマートフォン利用者は、原則として、厚生労働省が提供する接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。
- オ 会場や店舗を利用する場合は、「感染防止対策取組書」が掲示されているか確認し、店舗については、掲示されている店舗を利用する。また、スマートフォン所持者は、「感染防止対策取組書」に掲示されている二次元コードをスマートフォンで読み込み、「LINEコロナお知らせシステム」に登録する。
- カ 飲食店を利用する場合は、神奈川県が実施している「マスク飲食実施店」認証制度において認証された店舗であるか確認し、認証店舗を利用する。
- キ 飲食する場合でも、会話をするときは必ずマスクを着用し、マスク飲食を実施する。  
※ マスク飲食…料理が出てくるまでマスクを着用する、食事中は黙食を原則とし、会話が必要な場合は必ずマスクを着用する。
- 4 団体の役割分担
- (1) 県・政令市実行委員会
- ア 本ガイドラインを作成し、随時改定し、関係者へ周知する。
- イ 感染症対策について、必要に応じて関係機関との調整を行う。
- ウ 総合開・閉会式、ねりんスマイリングフェスタ会場等で感染症対策を行う。
- エ 抗原定性検査キットを調達し、選手派遣団体等に送付する。
- オ 管理アプリや体温・体調記録の様式を提供する。
- カ 管理アプリや第1号様式を用いて実施本部員や出演者等の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した出演者については、検査結果が陰性であることを確認する。
- キ 感染症対策に係る総合的な窓口となる「本部感染症対策責任者」を配置する。
- ク 本部感染症対策責任者を補助する「本部感染症対策担当者」を配置する。
- ケ 団体の感染症対策責任者及び感染症対策担当者を把握し、連絡体制を構築する。
- コ 医療救護本部を設置し、関係者の体温・体調の記録や抗原定性検査の結果を管理アプリの管理者用ウェブサイト等で確認する。
- (2) 市町実行委員会
- ア 本ガイドラインや種目別ガイドラインに基づき、県・政令市実行委員会や競技団体と連携し、交流大会会場での感染症対策を行う。
- イ 管理アプリや第1号様式を用いて交流大会会場での関係者の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した交流大会会場関係者については、検査結果が陰性であることを確認する。
- ウ 交流大会会場ごとに、感染症対策に係る総合的な窓口となる「交流大会会場感染症対策責任者」を配置する。
- エ 交流大会会場ごとに、交流大会会場感染症対策責任者を補助する「交流大会会場感染症対策

- 担当者」を配置する。
- (3) 競技主管団体
- ア 本ガイドラインや種目別ガイドラインに基づき、県・政令市及び市町実行委員会と連携し、交流大会会場での感染症対策を行う。
- イ 管理アプリや第1号様式を用いて競技役員の体調把握を行い、抗原定性検査を実施した審判員については、検査結果が陰性であることを確認する。
- ウ 交流大会会場ごとに、感染症対策に係る競技団体の窓口となる「競技団体感染症対策責任者」を配置する。
- エ 交流大会会場ごとに、競技団体感染症対策責任者を補助する「競技団体感染症対策担当者」を配置する。
- (4) 選手団及び選手派遣団体
- ア 本ガイドラインや種目別ガイドラインを遵守するとともに、選手・監督等への周知を徹底し、感染症対策を行う。
- イ 管理アプリや第1号様式を用いて選手・監督等の体調把握を行い、抗原定性検査の結果が陰性であることを確認する。
- ウ 選手団ごとに、感染症対策に係る選手団の窓口となる「選手団感染症対策責任者」を配置する。
- エ 選手団の種目チームごとに、選手団感染症対策責任者を補助する「選手団感染症対策担当者」を配置する。
- オ 旅行センターを利用せず宿泊を自己手配する選手等について、大会会場で陽性者等が発生した場合に、速やかに対応が取れるよう宿泊先と連絡先を把握しておくこと。
- 5 団体における感染症対策責任者及び感染症対策担当者の役割
- (1) 感染症対策責任者
- ア 団体の中心となり、団体全体の感染症対策を統括する。
- イ 感染症担当者が担当する団体関係者の体温・体調記録や、検査対象者の抗原定性検査の結果を取りまとめ、団体全体の情報として集約する。また、団体全体の管理者として、管理アプリの管理者用ウェブサイトにて、管理アプリで記録された情報及び第1号様式を用いて記録された情報を確認・把握し、不備等あれば感染症対策担当者や団体関係者に対して指摘を行う。
- ウ 県・政令市及び市町実行委員会の求めに応じて、団体全体の記録された情報を確認・精査し、必要に応じて情報提供を行う。
- エ 団体関係者に体調不良者や陽性者が発生した場合は、速やかに対応し、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告し、連絡調整の窓口となる。
- オ 必要に応じて感染症対策担当者の業務を代行する。
- (2) 感染症対策担当者
- ア 感染症対策責任者を補助し、団体全体及び担当する団体関係者の感染症対策を行う。
- イ 担当する団体関係者の体温・体調記録や検査対象者の抗原定性検査の結果を把握し、取りまとめて感染症対策責任者に報告する。また、担当する団体関係者の管理者として、管理アプリの管理者用ウェブサイトにて、管理アプリで記録された担当する団体関係者の情報及び第1号様式で記録された担当する団体関係者の情報を確認・把握し、不備があれば指摘を行う。
- ウ 感染症対策責任者の求めに応じて、担当する団体関係者の記録された情報を確認・精査し、必要に応じて情報提供を行う。
- エ 担当する団体関係者に体調不良者が発生した場合は、速やかに対応し、感染症対策責任者に報告し、担当する団体関係者との連絡調整の窓口となる。
- 6 関係者において遵守すべき事項
- (1) 選手・監督
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 大会に参加するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認すること。なお、陽性判定となった場合は、速やかに感染症対策担当者に報告するとともに、地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等すること。
- ウ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録すること。なお、管理アプリが使用できない選手・監督等は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、選手団感染症対策担当者等に報告すること。
- エ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや第1号様式の記録に不備がないことを確認し、準備をしておくこと。
- (2) 選手派遣団体役員等
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 大会に参加するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認すること。なお、陽性判定となった場合は、地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等すること。
- ウ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録すること。なお、管理アプリが使用できない選手派遣団体の役員は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、選手団感染症対策責任者等に報告すること。
- エ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (3) 審判員
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 大会に参加するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認すること。なお、陽性判定となった場合は、市町実行委員会感染症対策責任者に報告するとともに、地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等すること。
- ウ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録すること。なお、管理アプリが使用できない審判員は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、市町実行委員会感染症対策責任者や競技団体感染症対策責任者等に報告すること。

- エ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (4) 視察員
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 大会を視察するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認すること。なお、陽性判定となった場合は、視察責任者に報告するとともに、地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等すること。
- ウ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録すること。なお、管理アプリが使用できない視察員は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、視察責任者に報告すること。
- エ 各会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (5) 競技役員
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 体温・体調の記録は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、競技団体感染症対策責任者に報告すること。
- ウ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (6) 競技補助員
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 体温・体調の記録は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、交流大会会場感染症対策責任者や競技団体感染症対策責任者等に報告すること。
- ウ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (7) 出演者
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 出演者のうち、15分以上マスクを外し発声する等、県・政令市又は市町実行委員会が必要と判断した場合は、当該出演者は抗原定性検査を実施する。
- ウ イにて抗原定性検査を実施する出演者は、大会に出演するために自宅を出発する日の朝及びその前日に自宅で抗原定性検査（合計2回検査）を行い、新型コロナウイルス感染症の陰性を確認すること。なお、陽性判定となった場合は、地域で定められている方法により、かかりつけ医を受診する等すること。
- エ 体温・体調の記録及び抗原定性検査の結果は、原則、管理アプリで記録すること。なお、管理アプリが使用できない出演者は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、県・政令市実行委員会や交流大会会場感染症対策責任者等に報告すること。
- オ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、管理アプリや第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (8) 実施本部員
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 体温・体調の記録は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、県・政令市実行委員会や交流大会会場感染症対策責任者に報告すること。
- ウ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (9) ボランティア
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 体温・体調の記録は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、県・政令市実行委員会や交流大会会場感染症対策責任者に報告すること。
- ウ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (10) 委託等事業者
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 体温・体調の記録は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、県・政令市実行委員会や交流大会会場感染症対策責任者に報告すること。
- ウ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- (11) 報道員
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。
- イ 体温・体調の記録は、第1号様式で記録することとし、記録内容は、県・政令市実行委員会や交流大会会場感染症対策責任者に報告すること。
- ウ 会場の受付等で、記録内容の提示をすぐに行えるよう、第1号様式の記録に不備がないか確認し、準備をしておくこと。
- エ 取材対象者への取材は簡潔に短時間で実施すること。
- (12) 観客
- ア 本ガイドラインの「3 共通項目」を遵守すること。なお、体温・体調の記録は、第1号様式で記録することは必須としない。ただし、県・政令市及び市町実行委員会から体温・体調の記録や氏名・連絡先等の情報提供の要請があった場合は協力する。
- イ アの情報提供の要請があった場合は、体温・体調の記録内容を県・政令市実行委員会や交流大会会場感染症対策責任者に報告すること。
- 7 会場で実施すべき事項
- (1) 受付等
- ア 必要に応じて飛沫感染防止のためアクリル板等を設置する。
- イ 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行う。
- ウ 滞留、密集を回避するため、事前申請、代表受付、時間差入場、動線の区分等の対策を講じる。
- エ 受付や集合場所では、大声が不要となるよう、

- 案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。
- (2) トイレ・手洗い場所
    - ア 手洗い場には、液体せっけん等を用意する。
    - イ 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行う。
  - (3) 控室・更衣室等の諸室
    - ア 空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施する。
    - イ 密になりにくいようなレイアウトや運用面での工夫を行う。
  - (4) 観客席
    - ア 室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により十分な換気を実施する。
    - イ 可能な限り人と人との距離を確保する（目安1メートル）対策を実施する。
  - (5) 会場ブース、売店等
    - ア 利用者が手指の消毒をできるように、店頭に手指用消毒液を設置する。
    - イ 出店（出展）者はマスクを着用し、必要に応じて、アクリル板等を設置する。
    - ウ 身体的距離を置いて並べるように目印の設置等を行う。
    - エ 支払い時にはコイントレイを使用するなどして、直接手が触れ合わないようにする。
    - オ 混雑時には入店制限を行う。
  - (6) 救護所
    - ア 室内では、空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施する。
    - イ 救護所備品は常に清潔に保つよう管理する。
    - ウ 体調不良者が静養できるスペースを設置する。なお、静養スペースを救護所内に設ける場合は、衝立等により他の傷病者と区分する等を行い、感染症対策を行う。
    - エ 体調不良者の体調が落ち着いた場合は、感染症対策を確実に実施することを条件にして帰宅を促し、医療機関等の受診を勧奨する。
    - オ 本人の希望によっては、速やかに近隣の医療機関又は感染症に係る電話相談窓口へ連絡する。医療機関等を受診する場合は、県・政令市又は市町実行委員会に報告する。
    - カ 傷病者及び体調不良者の状態が重篤と判断できる場合、救急搬送の要請を検討する。
    - キ 救護所内が混みあう状況になった場合は、傷病者及び体調不良者を一旦救護所外で待機させ対応するなど、救護所内が密にならないようにする。
- 8 宿泊・交通で実施すべき事項
- (1) 宿泊
    - ア 県・政令市実行委員会が実施するもの
      - ・ 宿泊施設に対し、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人全日本ホテル連盟）」の遵守を依頼する。
      - ・ 宿泊施設の空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施するよう依頼する。
      - ・ 宿泊者から発熱や呼吸困難、けん怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関又は感染症に係る電話相談窓口に連絡し、その指示に従ってもらうよう依頼する。
    - イ 宿泊者が実施するもの
      - (ア) 感染症対策の実施
        - ・ 本ガイドラインの「3 共通項目」に準じた感染症対策を行う。
      - (イ) 宿泊施設内
        - ・ ロビーやエレベーター等では、分散等を行い可能な限り人と人との距離を確保する。
        - ・ 館内施設混雑時で入店制限がある場合は、宿泊施設の指示に従う。
        - ・ 客室では、空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施する。
        - ・ 客室に加湿器等の設備がある場合は利用し、客室の加湿を実施する。
        - ・ 客室で同室者がいる場合は、原則、客室内でもマスクを着用する。
        - ・ 食事会場では、マスク飲食を実施する。
  - (2) 交通
    - ア 県・政令市実行委員会が実施するもの
      - ・ 交通事業者等に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（公益社団法人日本バス協会）」、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会）」、「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン（鉄道連絡会）」の遵守を依頼する。
      - ・ 車両の空調・換気システムの利用や窓の開放により、十分な換気を実施するよう依頼する。
    - イ 交通利用者が実施するもの
      - (ア) 感染症対策の実施
        - ・ 本ガイドラインの「3 共通項目」に準じた感染症対策を行う。
      - (イ) 乗車時及び降車時
        - ・ できる限り身体的距離を確保するため、順次に乗降車する。
      - (ウ) 乗車中
        - ・ バス等で往路と復路が同一車両、同一利用者となる場合は、利用者はできる限り同じ席を利用する。
- 9 体調不良者が発生した時の対応
- (1) 体温・体調記録で体調不良者に該当することが判明した場合
    - ・ 感染症対策責任者又は感染症対策担当者は、体調不良者の症状を確認する。
    - ・ 体調不良者が軽度な症状であれば、感染症対策を確実に実施することを条件にして、帰宅を促す。
    - ・ 症状に応じて、速やかにかかりつけ医を受診する。かかりつけ医での受診が困難な場合は、感染症に係る電話相談を行い、近隣の医療機関を受診する。
    - ・ 体調不良者が重篤な場合は、救急搬送の要請を検討する。
    - ・ 感染症対策責任者又は感染症対策担当者は、県・政令市又は市町実行委員会に状況報告する。
  - (2) 会場入口で体調不良者に該当することが判明した場合
    - ・ 感染症対策責任者又は感染症対策担当者は、体調不良者の症状を確認する。

